○○（区）自主防災会　規約（案）

（名称）

第１条　この組織は、○○（区）自主防災会と称する。

（目的）

第２条　本会は、住民互助の精神に基づく自主的な防災活動を行い、火災、風水害、地震等による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　⑴　防災知識の普及に関すること

　⑵　住民の防火、防災、福祉意識の向上に関すること

　⑶　高齢者、障がい者等の要配慮者の把握及び救護体制の整備に関すること

　⑷　火災、風水害、地震等の発生時における情報の収集伝達、応急救護、避難誘導等応急対策に関すること

⑸　防災訓練の実施に関すること

⑹　防災資機材の整備に関すること

⑺　その他防災に関すること

（会員）

第４条　会員は、区内にある世帯主をもって構成する。

（役員）

第５条　本会に、次の役員を置く。

　⑴　会　長　　○名

　⑵　副会長　　○名

　⑶　会　計　　○名

　⑷　監　事　　○名

　⑸　班　長　　○名

２　役員は、会員の互選により選出する。

３　役員の任期は、区役員の任期と同時期とする。ただし再任することができる。

（役員の任務）

第６条　会長は、本会を代表し、会務を総括し、火災、風水害、地震等の災害発生時における応急活動の指揮にあたる。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

３　会計は、本会の経理を行う。

４　監事は、本会の会計を監査する。

５　班長は、本会の事業計画に参画し、各班の分担事項を掌握する。

　⑴　本部連絡班（各班との連絡調整、情報の収集、伝達等）

　⑵　対策班（初期消火、危険箇所巡回等）

　⑶　救出救護班（要配慮者、負傷者等の救出救助等）

　⑷　避難誘導班（住民の避難誘導、避難確認等）

　⑸　生活支援班（給食、給水活動等）

（会議）

第７条　本会に総会及び役員会を置く。

２　総会は、会長が招集し、次の事項を審議する。

⑴　規約の改正に関すること

⑵　防災計画の作成及び改正に関すること

⑶　事業計画に関すること

⑷　予算及び決算に関すること

⑸　その他、特に必要と認めたこと

（防災計画）

第８条　本会は、第３条に定める事業を行うため、防災計画を作成する。

（経費）

第９条　本会の運営に要する経費は、区費及びその他の経費をもってこれに充てる。

（会計年度）

第10条　会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（会計監査）

第11条　会計監査は、年度に1回監事が行う。ただし必要があるときは、臨時に行うことができる。

（その他）

第12条　この規約に定めのない事項は、役員会で協議して定める。

附　則

この規約は、令和〇年○月○日から実施する。